平成２８年（フ）第３３号
山口県萩市大字平安古町211番地12　ディアスＳ棟202号、前住所山口県萩市大字椿東2609番地14
債務者　波多野　弥
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第１６１号
茨城県稲敷市結佐2534番地89　県営結佐アパート１号棟508、前住所茨城県稲敷市西代1533番地１　リバーテラス・イーストⅡ102
債務者　柳田　光宏
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６２号
茨城県稲敷市結佐2534番地89　県営結佐アパート１号棟508、前住所茨城県稲敷市西代1533番地１　リバーテラス・イーストⅡ102
債務者　柳田　利恵
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６５号
茨城県牛久市女化町47番地の４
債務者　布瀬　　仁
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１７４号
茨城県稲敷市上根本1330番地７、前住所神奈川県海老名市国分南４丁目23番２―203号
債務者　井上　麻実
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第６６４号
千葉県松戸市小金きよしケ丘５丁目10番地の４　ハイツパークサイド102号
債務者　森　　友子
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２９７号
沖縄県中頭郡西原町上原１丁目24番地の11
債務者　稲福　和也
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３０３号
沖縄県豊見城市字上田128番地　大城アパート202号
債務者　赤嶺　　猛
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１２６号
青森県八戸市類家３丁目14番３号　千春荘２号、前住所青森県八戸市江陽２丁目８番６号
債務者　高橋　文子（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第９４号
茨城県那珂郡東海村大字舟石川613番地43（海老根住宅Ｂ号）、前住所茨城県日立市東多賀町４丁目13番16―103号
債務者　佐藤　悠菜
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第１６６号
長野市宮沖3235番地２　徳永ハイツＡ棟102
債務者　小坂　　愛
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９７号
長野県小県郡長和町大門1384番地１
債務者　翠川　敬敏
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第８６５号
兵庫県三木市福井１丁目３番８号
債務者　上埜美由紀
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８７９号
兵庫県宝塚市中野町４番20号クレストビル302、従前の住所兵庫県三田市西山２―22―10医療法人山西会宝塚三田病院・兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―1226号
債務者　綾野　雄輝
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８８２号
神戸市長田区大塚町３丁目１番７号ジョイフル大塚103号、従前の住所大阪市住吉区苅田10丁目７番21―603号
債務者　木村　理絵
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８９４号
神戸市長田区片山町４丁目２番28号レオパレス片山ミオ109号、従前の住所大阪市住吉区上住吉２丁目６番１号　レオパレス上住吉104号
債務者　寶積　公士
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部